

## 山形県立自然公園条例施行規則の改正について（概要）

### 1 改正の理由

国立公園及び国定公園を対象とした自然公園法の改正に伴い、自然公園法施行規則が改正されたことを踏まえ、県立自然公園を対象とした山形県立自然公園条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める山形県立自然公園条例施行規則（以下「規則」という。）についても、所要の規定等を整備するものである。

### 2 改正の内容（自然公園法施行規則の改正内容に準じた改正）

#### （1）公園事業となる施設の種類の追加

- 条例第2条第3号に規定する公園事業の施設の種類の種類として、自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設を追加します。

#### （2）特別地域内における行為の許可基準の追加

- 特別地域内における屋外運動施設、風力発電施設及び太陽光発電施設の新築、改築又は増築に係る許可基準として、「申請に係る場所が条例の許可を受けて木竹の伐採が行われた後、5年を経過していない場所でないこと（木竹の伐採が僅少である場合を除く。）」を追加します。
- 特別地域内における屋外運動施設等の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に係る許可基準として、照明装置を用いて特別地域内の森林又は河川その他の自然物について照明を行うものについての基準を追加します。
- 特別地域内における広告物の設置等に係る許可基準として、光源を用いる広告物等に係る基準に風致に対する影響が少なくなるように範囲や期間、時間を必要最小限とすることを追加するとともに、光源（光源を内蔵するものにあつては、表示面）が白色系を条件としないこととします。

#### （3）特別地域内における許可又は届出を要しない行為の追加及び変更

特別地域内における許可又は届出を要しない行為として、以下に掲げるものを追加又は変更することとします。

- 炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築する際の面積要件（水平投影面積が1000平方メートル以下）を追加します。
- 巣箱の設置は野生鳥獣の保護増殖のためのものとします。
- 不動産登記規則に規定する境界標の設置を追加します。
- 電波法に規定する無線設備の改築又は増築部分について、規模要件（増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下）を追加します。
- 既存の電線等を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）を追加します。
- 既存の電線等に付帯する工作物を新築、改築又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）を追加します。
- 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）を追加します。
- 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線又は通信ケーブルの引込みに要する設備を設置することを追加します。
- 野生鳥獣による被害を防ぐためにカメラや柵、金網などを新築、改築若しくは増築することを追加します。
- 特定外来生物の防除又は保安の目的で、カメラを設置することを追加します。
- 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施

設の色彩及び形態が、県立公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。)を設置することを追加します。

- 県が、県立公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築することを追加します。
- 自家用のために木竹を択伐する場合でも採取等規制植物であるものを除くこととする条件を追加します。
- 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが50センチメートル以内のものに限る。）を伐採することを追加します。
- 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが3メートル以内のものに限る。）を伐採することを追加します。
- 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採することを追加します。
- 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採することを追加します。
- 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採することを追加します。
- 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採することを追加します。
- 自家用のために木竹を損傷する場合でも採取等規制植物であるものを除くこととする条件を追加します。
- 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷することを追加します。
- 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷することを追加します。
- 野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、若しくは設置し、又は設置することを追加します。
- 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示することを追加します。
- 採取等規制植物を宅地内において採取し、又は損傷することを追加します。
- 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷することを追加します。
- 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷することを追加します。
- 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷することを追加します。
- 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷することを追加します。
- 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷することを追加します。
- 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つ行為であって、警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められる犬を、その目的のために放つ行為、及び野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つ行為を追加します。
- 公園管理団体が行う条例第21条第1項各号及び第2項各号に掲げる自然の風景地の管理などの業務のために必要な行為であって、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が当該行為の開始の日の14日前までに知事に提出されたものを行うことを追加します。

- 県立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、条例第11条第3項各号に掲げる行為を行うことを追加します。
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第11条第3項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第11条第3項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第11条第3項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による知事の許可に係る行為として、条例第11条第3項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第11条第3項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。

（4）普通地域内における届出を要しない行為の追加及び変更

県立公園の普通地域内における届出を要しない行為として、以下に掲げるものを追加又は変更することとします。

- 炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築する際の面積要件（水平投影面積が1000平方メートル以下）を追加します。
- 巣箱の設置は野生鳥獣の保護増殖のためのものとします。
- 不動産登記規則に規定する境界標の設置を追加します。
- 電波法に規定する無線設備の改築又は増築部分について、規模要件（増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下）を追加します。
- 既存の電線等を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）を追加します。
- 既存の電線等に付帯する工作物を新築、改築又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）を追加します。
- 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）を追加します。
- 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線又は通信ケーブルの引込みに要する設備を設置することを追加します。
- 野生鳥獣による被害を防ぐためにカメラや柵、金網などを新築、改築若しくは増築することを追加します。
- 特定外来生物の防除又は保安の目的で、カメラを設置することを追加します。
- 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が、県立公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置することを追加します。
- 県が、県立公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築することを追加します。
- 野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、若しくは設置し、又は設置することを追加します。
- 公園管理団体が行う条例第21条第1項各号及び第2項各号に掲げる自然の風景地の管理

などの業務のために必要な行為であって、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が当該行為の開始の日の14日前までに知事に提出されたものを追加します。

- 県立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、条例第11条第3項各号に掲げる行為を追加します。
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第11条第3項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第11条第3項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第11条第3項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による知事の許可に係る行為として、条例第11条第3項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第11条第3項各号に掲げる工作物の新築などを行うことを追加します。
- 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示することを追加します。
- 地表から1メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が1平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が5平方メートル以下の場合に限る。）を追加します。
- 条例第13条第1項第1号に規定する規則第20条第1号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為を追加します。

#### (5) その他

公園事業の執行の協議又は認可の申請に係る添付書類等について、国立公園及び国定公園に準じて所要の改正を行います。

### 3 施行日

令和6年4月1日施行予定